

香川県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第21号

香川県行政組織規則の一部を改正する規則

香川県行政組織規則（昭和36年香川県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、知事及び会計管理者の権限に属する事務を適正かつ能率的に処理させるために、本庁の組織及びその所掌事務並びにその他の事項を定めるものとする。</p> <p>(課の設置)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる部に、同表の右欄に掲げる課を設ける。</p> <table border="1" data-bbox="170 735 1055 1201"><thead><tr><th>部</th><th>課</th></tr></thead><tbody><tr><td>政策部</td><td>政策課、自治振興課、<u>水資源対策課</u>、交通政策課、情報政策課、<u>統計調査課</u>、<u>文化振興課</u></td></tr><tr><td>総務部</td><td>総務学事課、総務事務集中課、税務課、人事・行革課、職員課、<u>県民活動・男女共同参画課</u>、<u>人権・同和政策課</u>、<u>国際課</u>、<u>広聴広報課</u>、秘書課</td></tr><tr><td>環境森林部</td><td><u>環境政策課</u>、<u>環境管理課</u>、<u>みどり整備課</u>、<u>みどり保全課</u>、<u>廃棄物対策課</u></td></tr><tr><td>健康福祉部</td><td>健康福祉総務課、長寿社会対策課、子育て支援課、障害福祉課、<u>医務国保課</u>、<u>薬務感染症対策課</u>、生活衛生課</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、出納局を置き、当該局に会計課及び審査課を置く。</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 略</p>	部	課	政策部	政策課、自治振興課、 <u>水資源対策課</u> 、交通政策課、情報政策課、 <u>統計調査課</u> 、 <u>文化振興課</u>	総務部	総務学事課、総務事務集中課、税務課、人事・行革課、職員課、 <u>県民活動・男女共同参画課</u> 、 <u>人権・同和政策課</u> 、 <u>国際課</u> 、 <u>広聴広報課</u> 、秘書課	環境森林部	<u>環境政策課</u> 、 <u>環境管理課</u> 、 <u>みどり整備課</u> 、 <u>みどり保全課</u> 、 <u>廃棄物対策課</u>	健康福祉部	健康福祉総務課、長寿社会対策課、子育て支援課、障害福祉課、 <u>医務国保課</u> 、 <u>薬務感染症対策課</u> 、生活衛生課	略		<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、知事及び出納長の権限に属する事務を適正かつ能率的に処理させるために、本庁の組織及びその所掌事務並びにその他の事項を定めるものとする。</p> <p>(課の設置)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる部に、同表の右欄に掲げる課を設ける。</p> <table border="1" data-bbox="1160 735 2045 1201"><thead><tr><th>部</th><th>課</th></tr></thead><tbody><tr><td>政策部</td><td>政策課、<u>広聴広報課</u>、自治振興課、交通政策課、情報政策課、<u>県民参画課</u>、<u>人権・同和政策課</u></td></tr><tr><td>総務部</td><td>総務学事課、<u>法務文書課</u>、税務課、<u>統計調査課</u>、人事・行革課、職員課、<u>青少年・男女共同参画課</u>、<u>国際課</u>、秘書課</td></tr><tr><td>環境森林部</td><td><u>環境・水政策課</u>、<u>環境管理課</u>、<u>みどり整備課</u>、<u>みどり保全課</u>、<u>廃棄物対策課</u></td></tr><tr><td>健康福祉部</td><td>健康福祉総務課、長寿社会対策課、子育て支援課、障害福祉課、<u>医務国保課</u>、<u>薬務感染症対策課</u>、生活衛生課、<u>県立病院課</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>出納長の権限に属する事務を処理させるため、出納局を置き、当該局に会計課及び審査課を置く。</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 政策部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	部	課	政策部	政策課、 <u>広聴広報課</u> 、自治振興課、交通政策課、情報政策課、 <u>県民参画課</u> 、 <u>人権・同和政策課</u>	総務部	総務学事課、 <u>法務文書課</u> 、税務課、 <u>統計調査課</u> 、人事・行革課、職員課、 <u>青少年・男女共同参画課</u> 、 <u>国際課</u> 、秘書課	環境森林部	<u>環境・水政策課</u> 、 <u>環境管理課</u> 、 <u>みどり整備課</u> 、 <u>みどり保全課</u> 、 <u>廃棄物対策課</u>	健康福祉部	健康福祉総務課、長寿社会対策課、子育て支援課、障害福祉課、 <u>医務国保課</u> 、 <u>薬務感染症対策課</u> 、生活衛生課、 <u>県立病院課</u>	略	
部	課																								
政策部	政策課、自治振興課、 <u>水資源対策課</u> 、交通政策課、情報政策課、 <u>統計調査課</u> 、 <u>文化振興課</u>																								
総務部	総務学事課、総務事務集中課、税務課、人事・行革課、職員課、 <u>県民活動・男女共同参画課</u> 、 <u>人権・同和政策課</u> 、 <u>国際課</u> 、 <u>広聴広報課</u> 、秘書課																								
環境森林部	<u>環境政策課</u> 、 <u>環境管理課</u> 、 <u>みどり整備課</u> 、 <u>みどり保全課</u> 、 <u>廃棄物対策課</u>																								
健康福祉部	健康福祉総務課、長寿社会対策課、子育て支援課、障害福祉課、 <u>医務国保課</u> 、 <u>薬務感染症対策課</u> 、生活衛生課																								
略																									
部	課																								
政策部	政策課、 <u>広聴広報課</u> 、自治振興課、交通政策課、情報政策課、 <u>県民参画課</u> 、 <u>人権・同和政策課</u>																								
総務部	総務学事課、 <u>法務文書課</u> 、税務課、 <u>統計調査課</u> 、人事・行革課、職員課、 <u>青少年・男女共同参画課</u> 、 <u>国際課</u> 、秘書課																								
環境森林部	<u>環境・水政策課</u> 、 <u>環境管理課</u> 、 <u>みどり整備課</u> 、 <u>みどり保全課</u> 、 <u>廃棄物対策課</u>																								
健康福祉部	健康福祉総務課、長寿社会対策課、子育て支援課、障害福祉課、 <u>医務国保課</u> 、 <u>薬務感染症対策課</u> 、生活衛生課、 <u>県立病院課</u>																								
略																									

政策課 略

自治振興課 略

水資源対策課

- (1) 水資源対策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 香川用水計画の総合調整及び吉野川総合開発に関すること。
- (3) 水道法（昭和32年法律第177号）の施行に関すること（環境管理課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) その他水資源対策に関すること。

交通政策課 略

情報政策課

(1)～(7) 略

(8)～(11) 略

政策課 略

広聴広報課

- (1) 広聴及び広報に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 広聴及び広報活動の実施に関すること。
- (3) 報道機関に関すること。
- (4) 県章に関すること。
- (5) その他広聴及び広報に関すること。

自治振興課 略

交通政策課 略

情報政策課

- (1)～(7) 略
- (8) 給与の集中管理に関すること。
- (9)～(12) 略

県民参画課

- (1) 消費者行政の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 商品の品質表示の適正化に関すること（農業生産流通課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）の施行に関すること。
- (4) 消費者苦情の処理その他消費者の利益の擁護及び増進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 省資源及び省エネルギーの普及啓発に関すること。
- (6) 行政と県民との協働に関する施策の総合調整に関すること。
- (7) ボランティア活動に関する施策の総合調整に関すること。
- (8) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の施行に関すること。
- (9) 県政相談に関すること。
- (10) 情報公開に関すること。
- (11) 個人情報保護に関すること。
- (12) 行政資料の管理に関すること。
- (13) 消費生活センターに関すること。

#### 統計調査課

- (1) 各種統計調査（他課の所掌に属するものを除く。）の企画及び実施に関すること。
- (2) 統計情報の提供に関すること。
- (3) 統計思想の普及に関すること。
- (4) 統計調査の連結調整に関すること。

#### 文化振興課

- (1) 文化の振興及び普及に関すること。
- (2) 文化団体に関すること。
- (3) 香川県歴史博物館及び香川県文化会館に関すること（教育委員会の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 香川県県民ホール、香川県立東山魁夷せとうち美術館、香川県美術工芸研究所及び香川県漆芸研究所に関すること。
- (5) その他文化の振興に関すること（教育委員会の所掌に属するものを除く。）。

#### 第4条 略

#### 総務学事課

- (1)～(5) 略
- (6) 公用自動車の集中管理に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (7)～(9) 略
- (10) 条例、規則、訓令その他の規程の審査に関すること。
- (11) 県報の発行及び官報報告に関すること。
- (12) 条例、規則、訓令その他の規程の立案等に関する指導及び助言に関すること。
- (13) 訴訟に関する事務の調整に関すること。
- (14) 民法（明治29年法律第89号）第34条に規定する公益法人に係る事務

#### 人権・同和政策課

- (1) 人権政策及び同和政策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 人権政策及び同和政策に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 人権政策及び同和政策の推進に関すること。
- (4) 香川県人権教育・啓発に関する基本計画に係る施策の推進及び調整に関すること。
- (5) その他人権政策及び同和政策に関すること。

第4条 総務部の各課（防災局危機管理課を除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。

#### 総務学事課

- (1)～(5) 略
- (6) 庁用自動車の集中管理に関すること。
- (7)～(9) 略

の調整に関すること。

(15) 行政書士法（昭和26年法律第4号）の施行に関すること。

(16) 行政手続法（平成5年法律第88号）の施行に係る事務の調整に関すること。

(17) 香川県行政手続条例（平成7年香川県条例第5号）の施行に係る事務の調整に関すること。

(18)～(20) 略

#### 総務事務集中課

(1) 総務事務システムの開発運用及び管理に関すること。

(2) 旅費システムの運用及び管理に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(3) 給与システムの運用及び管理に関すること。

(4) 給与の集中管理に関すること。

(5) 賃金、報酬等の集中管理に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(6) 職員の手当の認定に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(7) 物品の調達に関すること。

(8) 文書事務及び公印の管理に関すること。

(10)～(12) 略

#### 法務文書課

(1) 条例、規則、訓令その他の規程の審査に関すること。

(2) 県報の発行及び官報報告に関すること。

(3) 条例、規則、訓令その他の規程の立案等に関する指導及び助言に関すること。

(4) 訴訟に関する事務の調整に関すること。

(5) 民法（明治29年法律第89号）第34条に規定する公益法人に係る事務の調整に関すること。

(6) 行政書士法（昭和26年法律第4号）の施行に関すること。

(7) 行政手続法（平成5年法律第88号）の施行に係る事務の調整に関すること。

(8) 香川県行政手続条例（平成7年香川県条例第5号）の施行に係る事務の調整に関すること。

(9) 文書事務の総括に関すること。

(10) 文書の配布、発送、審査及び保存に関すること。

(11) 公印の管理に関すること。

(12) 文書館に関すること。

(9) 文書館に関すること。

(10) その他総務事務の効率化に関すること。

税務課 略

人事・行革課・職員課 略

県民活動・男女共同参画課

(1) 消費者行政の企画及び総合調整に関すること。

(2) 商品の品質表示の適正化に関すること（農業生産流通課の所掌に属するものを除く。）。

(3) 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）の施行に関すること。

(4) 消費者の利益の擁護及び増進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(5) 公益通報の相談に関すること（外部労働者からの通報に限る。）。

(6) 県民との協働及びボランティア・NPO活動に関する施策の総合調整に関すること。

(7) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の施行に関すること。

(8) 県政相談及び男女共同参画相談に関すること。

(9) 情報公開及び個人情報保護に関すること。

(10) 行政資料の管理に関すること。

(11) 青少年対策の企画及び総合調整に関すること。

(12) 青少年の健全育成及び非行防止に関すること。

(13) 男女共同参画の推進に関する施策の企画及び総合調整に関すること。

(14) 消費生活センターに関すること。

(15) 県民センター及び青年センターに関すること。

税務課 略

統計調査課

(1) 各種統計調査（他課の所掌に属するものを除く。）の企画及び実施に関すること。

(2) 統計情報の提供に関すること。

(3) 統計思想の普及に関すること。

(4) 統計調査の連結調整に関すること。

人事・行革課・職員課 略

青少年・男女共同参画課

(1) 青少年対策の企画及び総合調整に関すること。

(2) 青少年の健全育成及び非行防止に関すること。

(3) 男女共同参画の推進に関する施策の企画及び総合調整に関すること。

(4) 青年センターに関すること。

(5) その他青少年対策及び男女共同参画の推進に関すること。

(16) その他県民生活、県民活動、青少年対策及び男女共同参画の推進に関すること。

人権・同和政策課

- (1) 人権政策及び同和政策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 人権政策及び同和政策に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 人権政策及び同和政策の推進に関すること。
- (4) 香川県人権教育・啓発に関する基本計画に係る施策の推進及び調整に関すること。
- (5) その他人権政策及び同和政策に関すること。

国際課 略

広聴広報課

- (1) 広聴及び広報に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 広聴及び広報活動の実施に関すること。
- (3) 報道機関に関すること。
- (4) 県章に関すること。
- (5) その他広聴及び広報に関すること。

秘書課 略

2 略

第5条 略

環境政策課

(1)～(7) 略

(8)・(9) 略

環境管理課 略

みどり整備課

- (1) みどりの整備に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 地域森林計画に関すること。
- (3)～(11) 略
- (12) 緑化の推進(緑化意識の普及啓発に関する事務に限る。)に関すること。

国際課 略

秘書課 略

2 略

第5条 環境森林部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

環境・水政策課

- (1)～(7) 略
- (8) 水資源対策の企画及び総合調整に関すること。
- (9) 香川用水計画の総合調整及び吉野川総合開発に関すること。
- (10) 水道法(昭和32年法律第177号)の施行に関すること(環境管理課の所掌に属するものを除く。)
- (11)・(12) 略

環境管理課 略

みどり整備課

- (1) みどりの整備に関する施策の推進に関すること。
- (2)～(10) 略
- (11) 緑化の推進及び県民参加の森林づくりに関すること。

(13) 県民参加の森づくりに関すること。

(14)～(16) 略

みどり保全課

(1) みどりの保全に関する施策の推進に関すること。

(2)・(3) 略

(4) 前2号に掲げるもののほか、森林法(昭和26年法律第249号)の施行に関すること(みどり整備課の所掌に属するものを除く。)

(5)～(8) 略

(9) 緑化の推進に関すること(みどり整備課の所掌に属するものを除く。)

(10) 自然公園に関すること。

(11) 県民いこいの森野営場及び大川山野営場に関すること。

(12) 略

廃棄物対策課 略

第6条 略

健康福祉総務課・長寿社会対策課 略

子育て支援課

(1)～(9) 略

(10) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)の施行に関すること。

(11)～(14) 略

障害福祉課 略

医務国保課

(1)・(2) 略

(3) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)、歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)、診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)、歯科技工士法(昭和30年法律第168号)、臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)、理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)、視能訓練士法(昭和46年法律第64号)、言語聴覚士法(平成9年法律第132号)、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)及び柔道整復師法(昭和45年法律第19号)の施行に関すること。

(12) 自然公園に関すること。

(13) 県民いこいの森野営場及び大川山野営場に関すること。

(14)～(16) 略

みどり保全課

(1) みどりに関する施策の企画及び調整に関すること。

(2) 地域森林計画に関すること。

(3)・(4) 略

(5) 前3号に掲げるもののほか、森林法(昭和26年法律第249号)の施行に関すること(みどり整備課の所掌に属するものを除く。)

(6)～(9) 略

(10) 略

廃棄物対策課 略

第6条 健康福祉部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

健康福祉総務課・長寿社会対策課 略

子育て支援課

(1)～(9) 略

(10)～(13) 略

障害福祉課 略

医務国保課

(1)・(2) 略

(3) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)、歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)、診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)、歯科技工士法(昭和30年法律第168号)、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)、理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)、視能訓練士法(昭和46年法律第64号)、言語聴覚士法(平成9年法律第132号)、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)及び柔道整復師法(昭和45年法律第19号)の施行に関すること。

(4)～(9) 略

(10) 県立保健医療大学に関すること。

(11) 略

薬務感染症対策課

(1)～(10) 略

(11) 予防接種法(昭和23年法律第68号)及び検疫法(昭和26年法律第201号)の施行に関すること。

(12)・(13) 略

生活衛生課 略

## 第7条 略

### 2 略

観光振興課 略

にぎわい創出課

(1)～(4) 略

(5)～(8) 略

## 第8条 略

農政課 略

農業経営課

(1)～(4) 略

(5) 農業資金(畜産業振興事業資金及び土地改良事業資金を除く。)に関すること。

(6)～(13) 略

農業生産流通課 略

畜産課

(1)～(10) 略

(11) 畜産業振興事業資金の融資に関すること。

(12)・(13) 略

土地改良課

(1)・(2) 略

(3) 香川用水に関すること(環境政策課の所掌に属するものを除く。)

(4)～(9) 略

(10) 県立保健医療大学及び県立医療短期大学に関すること。

(11) 略

薬務感染症対策課

(1)～(10) 略

(11) 予防接種法(昭和23年法律第68号)、結核予防法(昭和26年法律第96号)及び検疫法(昭和26年法律第201号)の施行に関すること。

(12)・(13) 略

生活衛生課 略

県立病院課

(1) 県立病院及びがん検診センターの管理及び運営に関すること。

## 第7条 略

2 観光交流局の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

観光振興課 略

にぎわい創出課

(1)～(4) 略

(5) 文化の振興に関すること。

(6)～(9) 略

## 第8条 農政水産部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

農政課 略

農業経営課

(1)～(4) 略

(5) 農業資金(土地改良事業資金を除く。)に関すること。

(6)～(13) 略

農業生産流通課 略

畜産課

(1)～(10) 略

(11)・(12) 略

土地改良課

(1)・(2) 略

(3) 香川用水に関すること(環境・水政策課の所掌に属するものを除く。)



(4)～(13) 略  
農村整備課・水産課 略

第9条 略

土木監理課～下水道課 略

建築課

(1)～(5) 略

(6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の施行に関する事（建築物に係るものに限る。）。

(7)～(11) 略

(12) 住宅金融支援機構からの受託事務に関する事。

(13) 略

住宅課 略

第10条 略

会計課

(1) 現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管に関する事。

(2) 小切手の振り出しに関する事。

(3) 有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む。）の出納及び保管に関する事。

(4) 物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関する事。

(5) 現金及び財産の記録管理に関する事。

(6) 決算に関する事。

(7)～(10) 略

(11) 指定金融機関等に関する事。

(12)・(13) 略

(14)・(15) 略

審査課

(4)～(13) 略  
農村整備課・水産課 略

第9条 土木部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

土木監理課～下水道課 略

建築課

(1)～(5) 略

(6) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）の施行に関する事。

(7)～(11) 略

(12) 住宅金融公庫からの受託事務に関する事。

(13) 略

住宅課 略

第10条 出納局各課の分掌事務は、次のとおりとする。

会計課

(1)～(4) 略

(5) 物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関する事。

(6) 現金及び財産の記録管理に関する事。

(7) 決算に関する事。

(8)・(9) 略

(10) 物品の調達に関する事。

(11)・(12) 略

審査課

(1) 支出負担行為の確認に関する事。

(職務)

第12条 略

2～5 略

6 知事公室長は、知事の命を受けて、国際交流、広聴及び広報並びに秘書に関する特命事項を掌理する。

7～13 略

(1) 現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管に関する事。

(2) 小切手の振り出しに関する事。

(3) 有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む。）の出納及び保管に関する事。

(4) 支出負担行為の確認に関する事。

(5) 指定金融機関等に関する事。

(職務)

第12条 略

2～5 略

6 知事公室長は、知事の命を受けて、国際交流及び秘書に関する特命事項を掌理する。

7～13 略

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。